

国立大学法人電気通信大学「ウェブサイト」広告掲載細則

制定 平成25年2月26日細則第26号

最終改正 令和7年3月31日細則第22号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学印刷物等広告掲載規程第4条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）の本学ウェブサイトトップページ（以下「トップページ」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

(掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、トップページの一部とする。

(掲載枠数)

第4条 広告の枠数は、原則として4枠とし、広告掲載申込者1者につき1枠とする。

(掲載規格)

第5条 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 画像のサイズは、縦119ピクセル、横320ピクセルとする。
- (2) 画像の形式は、PNG又はJPEGとする。
- (3) データの容量は、100KB以下とする。

(広告の表現)

第6条 広告の表現については、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動作をしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの
(例) 「閉じる」「キャンセル」等ボタンのように見える表現
- (2) 閲覧者が本学に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
(例) 「入試情報」「教職員採用情報」等の表現
- (3) その他広告の表現として学長が適当でないと認めるもの

(掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前二項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、本学が別に定める。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料は、1枠あたり月額20,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

附 則

この細則は、平成 2 5 年 2 月 2 6 日から施行する。

附 則 （平成28年2月24日細則第9号）
この細則は、平成 2 8 年 2 月 2 4 日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日細則第32号）
この細則は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則 （令和7年3月31日細則第22号）
この細則は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。